

# 平成27年度 一般会計予算等を審査 — 一般会計予算を可決

2月13日に開催された本会議において、平成27年度の市政運営に対する市長の所信と施策概要の説明が行われ、一般会計予算、下水道事業等6特別会計予算など、平成27年度予算関係議案25件が提出されました。

主な内容は次のとおりです。  
(予算総額)  
一般会計及び6特別会計の合計／111億8840万円(前年度比4%の増)

## 2 予算特別委員会審査(担当原局・市長への質疑)

予算特別委員会では、付託された予算議案等について、市長が所信表明で述べている予算の内容はどのようなものか、限られた財源の中で、第3次総合計画第3期基本計画前期実施計画に位置付けられた諸事業をはじめ、市民生活に密着した事業や重点的かつ政策的な課題・施策がどのように予算に盛り込まれているかなどの観点から、3月5日から10日にかけて、担当原局に対し、質疑を行いました。

## 1 予算特別委員会の設置

2月19日に開催された本会議において、新年度予算等に対する各会派からの代表質問を終えた後に、特別委員会議の動議により10名の委員からなる平成27年度鎌倉市一般会計予算等審査特別委員会(以下「予算特別委員会」)を設置し、予算関係議案25議案の審査を付託しました。

委員長	永田磨梨奈(鎌夢会)
副委員長	山田 直人(鎌倉みらい)
委員	河村 琢磨(みんな)
	保坂 令子(神奈川ネット鎌倉)
	西岡 幸子(公明党)
	池田 実(鎌倉みらい)
	日向 慎吾(鎌夢会)
	渡辺 隆(みんな)
	渡邊昌一郎(新・草莽の会)
	吉岡 和江(日本共産党)



3 予算特別委員会で採決  
付託を受けた平成27年度一般会計予算など25議案の採決を行いました。

その結果、一般会計予算、下水道事業特別会計予算をはじめとする6特別会計予算および歴史的風致維持向上計画協議会条例の制定について等18件の条例関係議案については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 4 審査結果の報告

3月19日の本会議において、予算特別委員長から審査結果等が報告され、次の意見が付けられました。

### ①津波対策について

県から、相模トラフ西側を震源とする大地震により、由比ガ浜地区の海岸に最大高さ13メートルの津波が約14分まで到達する等の新たな津波浸水予測が発表されたことを受け、臨海部の低地に位置する高齢者、障害者および子ども等、いわゆる災害弱者に係る施設に

### ②保育園および子どもの家の待機児童対策

子ども・子育て支援新制度に関連し、まず保育園の待機児童対策について、潜在的なものを含めると待機児童数は増加の一途をた

### ③市民の健康づくりの促進について

健康相談および各種検診等の事業に関し、生活習慣病の予防や、がん等の早期発見、早期治療が、ひいては医療費や介護保険給付費の軽減にもつながるなど、その重要性は高まっていることから、市民が健やかに

おいては避難計画の見直しが必要であることから、市として、津波被害の心配のない地域への移転の働きかけなど、市民の命を守るという観点での早急な支援・対策を要望する。

## 5 本会議で採決

委員報告の後、7会派の議員から、討論として、原案に対する賛否の意見が表明されました。

その後、採決を行った結果、下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、公共用地先行取得事業、後期高齢者医療事業の4特別会計予算および16件の条例関係議案は総員の賛成により可決、また一般会計予算および国民健康保険事業、介護保険事業の2特別会計予算ならびに職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、多数の賛成により可決しました。

## 陳情の議決結果

今定例会では、新たに7件の陳情が提出され、3件を採択、1件を議決不要、2件を継続審査とし、1件を全議員に配付しました。

### 【採択した陳情】

◆ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充についての陳情

### 陳情の要旨

衆参両院および政府に対し、ウイルス性肝炎・肝がん患者に対する医療費助成制度の拡充と身体障害者手帳認定基準の緩和を内容とする意見書の提出を求めるもの。

### ◆鎌倉山二丁目を事業地としてさくら建設が届け出た大規模開発計画に対し、過去の経緯と接続道路の実情を踏まえた厳正なる処置を求める陳情

委員報告、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

### 陳情の要旨

事業者の提出した開発計画について、過去の経緯を踏まえた厳正な処置を取るよう市に対して強く要望することを求めるもの。

### ◆異なる2社が同一時期に施工する開発工事の工事協定協議についての陳情

隣接する工事の安全確保のため、住民を含めた3者同時の工事協定協議ができるよう市が業者に働きかけることを求めるもの。

### 委員会及び本会議の審議結果

委員会は可否同数のため、委員長裁決により採択し、本会議は多数の賛成により採択しました。

## 可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

### ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国では、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者が合わせて300万人以上存在すると推計されており、それに対する国の法的責任は、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においても確認されるところである。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、対象から外れている患者は相当数に上っている。特に、肝硬変・肝がん患者については、就労が困難な方も多く、高額な医療費負担により、生活にも支障を来している状況にある。

また、肝硬変を中心とする肝炎患者は、身体障害者福祉法上の障害認定の対象とはされていないものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、現行の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がある。

平成23年に制定された「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の国会審議において、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたにもかかわらず、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置は講じられていない状況にある。

肝硬変・肝がん患者への、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、次の事項について、速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
平成27年3月4日  
鎌倉市議会

## 鎌倉市議会からのお知らせ

◆かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内  
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ・デジタイズ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願・陳情の出し方  
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局  
議事調査担当  
電話：0467(23)3000 内線2448  
FAX：0467(23)5825  
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

## 本会議・委員会映像公開中です!

鎌倉市議会では、本会議および各常任委員会等について生中継を行っています(録画映像も見ることができます)。

鎌倉市議会ホームページはこちら!

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/> または、

鎌倉市議会

検索